

## 創立者 松前重義

1901年（明治34年）熊本県上益城郡大島村（現嘉島町）に生まれる。東北帝国大学（現東北大学）工学部電気工学科卒業後、通信省（郵政省を経て現総務省）入省。技官の道を歩むも、我が国近代的思想家・内村鑑三の門を叩き、その思想的影響から国の基盤は人づくりにありと教育者の道を志す。

デンマークの国民高等学校における人間尊重の教育を範として、私塾「望星学塾」を東京・武蔵野に開設、これを母体に1943年4月清水市（現静岡市清水区）に航空科学専門学校を創設、今日の学校法人東海大学へと発展させた。

科学技術者として通信技術史上画期的といわれる無装荷ケーブル通信方式を発明。戦時中は時の権力者の戦争遂行政策に科学的データをもとに異議を唱えたため、二等兵として懲罰召集されるなど波瀾の人生を歩む。

戦後は東海大学総長として学園の発展に心血を注ぐ一方、1952年から6期衆議院議員、科学技術庁の設立、原子力基本法の制定などに尽力。また国際的な平和の道を開くため学術・文化交流、スポーツ交流などを通じて独自の民間外交を展開、松前国際友好財団理事長、日本対外文化協会会長、国際柔道連盟会長、国際武道大学学長、日本武道館館長などを歴任。これらの業績に対し勲一等旭日大綬章をはじめ世界各国から叙勲、学位を受けた。

1991年8月25日逝去。90年の人生は波瀾万丈であったが、その正義と愛の思想は東海大学建学の精神として生きている。著書に「発明への挑戦」「二等兵記」「現代文明論」など多数。

若き日に  
汝の思想を培え  
若き日に  
汝の体軀を養え  
若き日に  
汝の智能を磨け  
若き日に  
汝の希望を星に託す  
松前重義書

### 松前重義記念基金事務局

この基金に関するお問い合わせは、下記にお願いいたします。

●  
学校法人東海大学 基金・寄付金担当

〒151-8677 東京都渋谷区富ヶ谷二丁目10番2号  
TEL.03-3467-2211（代表）

●本基金の情報については、東海大学オフィシャルサイトにも掲載しております●

<https://www.tokai.ac.jp/donation>

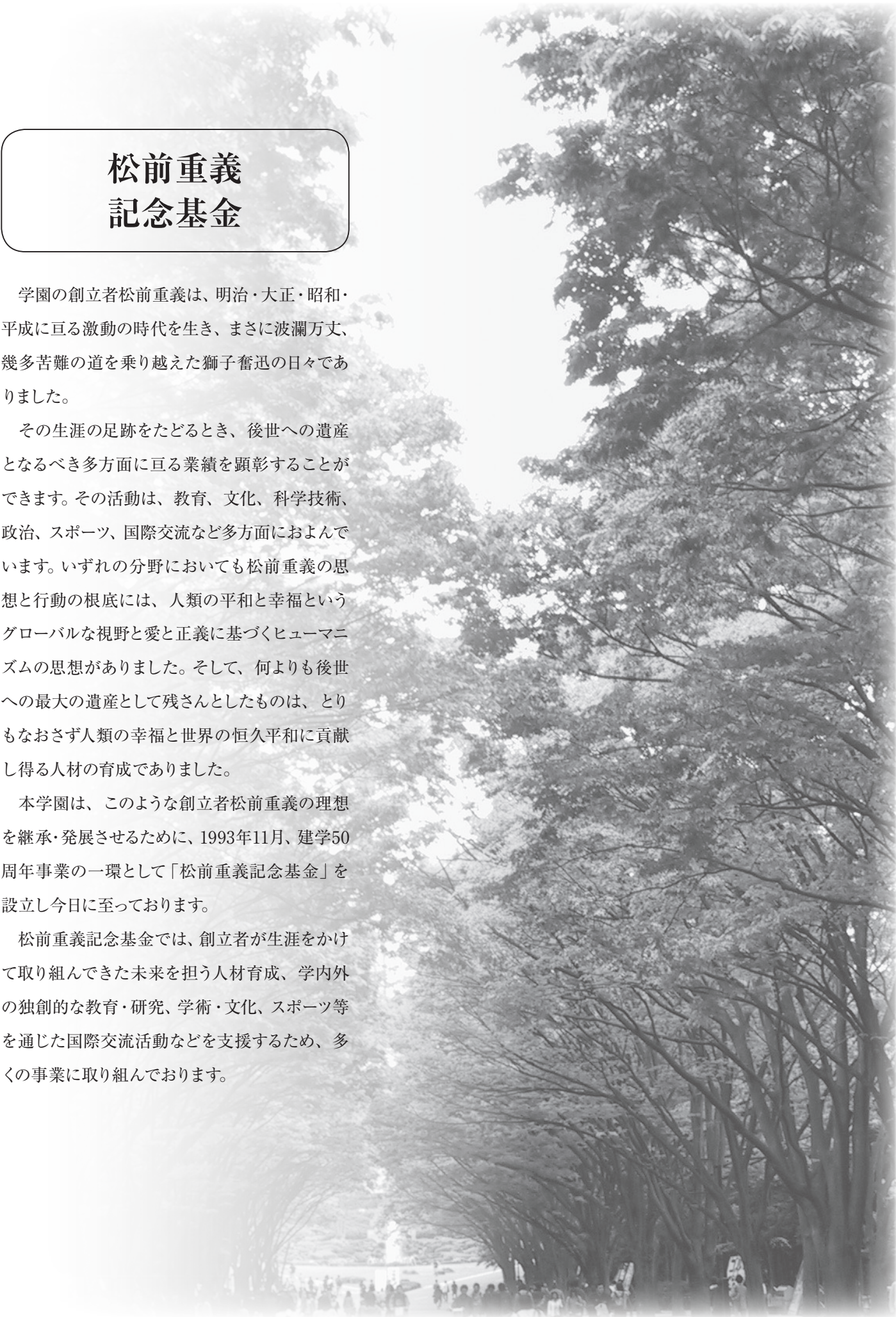


# 学校法人東海大学 松前重義記念基金 — 趣意書 —

未来を担う人材の育成と国際活動への  
ご支援のお願い

Think Ahead, Act for Humanity





## 松前重義 記念基金

学園の創立者松前重義は、明治・大正・昭和・平成に亘る激動の時代を生き、まさに波瀾万丈、幾多苦難の道を乗り越えた獅子奮迅の日々でありました。

その生涯の足跡をたどるとき、後世への遺産となるべき多方面に亘る業績を顕彰することができます。その活動は、教育、文化、科学技術、政治、スポーツ、国際交流など多方面におよんでいます。いずれの分野においても松前重義の思想と行動の根底には、人類の平和と幸福というグローバルな視野と愛と正義に基づくヒューマニズムの思想がありました。そして、何よりも後世への最大の遺産として残さんとしたものは、とりもなおさず人類の幸福と世界の恒久平和に貢献し得る人材の育成でありました。

本学園は、このような創立者松前重義の理想を継承・発展させるために、1993年11月、建学50周年事業の一環として「松前重義記念基金」を設立し今日に至っております。

松前重義記念基金では、創立者が生涯をかけて取り組んできた未来を担う人材育成、学内外の独創的な教育・研究、学術・文化、スポーツ等を通じた国際交流活動などを支援するため、多くの事業に取り組んでおります。

## 松前重義記念基金 事業内容

### I. 松前重義記念奨励賞制度

- 1. 特別教育活動団体・指導者奨励賞**(1994年度～)  
学園の児童、生徒、学生の健全なスポーツ、文化活動等その特別教育活動にあたり、顕著な成績を収めた団体及び指導実績を収めた指導者の業績を讃えるものです。
- 2. 特別教育活動奨励賞〈個人〉**(1997年度～)  
学園の教職員、学生、生徒の特別教育活動を支援するとともに、顕著な実績を収めた個人の業績を讃えるものです。
- 3. 巽良知研究奨励賞〈研究活動〉**(1997年度～)  
巽良知教授が常に学園の教育発展に貢献されたことを記念し、東海大学の電気系分野で優秀な研究を行う教職員又は団体を育成することにより、先生の遺志を永く顕彰するものです。
- 4. 牧野不二雄奨励賞〈教育活動〉**(1997年度～)  
牧野不二雄教授が東海大学及び短期大学部の学長をはじめとして幼稚園の園長に至るまで、教育機関の最高責任者として永くその要職にあり、常に学園の教育発展に貢献されたことを記念し、特に教育実践に顕著な功績を残した学園の教職員及び団体を表彰することによって、先生の遺志を永く顕彰するものです。
- 5. 松前信子奨励賞**(2001年度～)  
学園の創立者松前重義博士とともに人生を歩み、学生からは「学園の母」と慕われ今日の望星学塾及び学園の礎を築いた松前信子夫人の偉業を顕彰し、特に学園の優秀な女性を表彰することによって、ご夫人の遺志を永く継承していくものです。

### II. 松前重義記念奨学金制度

- 1. 松前重義留学生奨学金**(1994年度～)  
国際交流活動による世界の恒久平和を継承し発展させるために、教育による人材育成と相互理解の促進を目的として、将来世界平和に貢献できる優秀な外国籍の私費留学生を支援するものです。
- 2. 建学記念奨学金**(1997年度～)  
建学記念奨学金(論文・小論文・作文・絵画)は、創立者松前重義が掲げた建学の理想を未来へ継承・発展させていくための人材育成をはかるものです。全学園の学生生徒等より作品を募集し、松前重義の建学の理念に啓発された独創力豊かな作品を中心に選考し優秀なものに対し奨学金を授与するものです。
- 3. 河上益夫・内田荘祐奨学金**(1997年度～)  
河上益夫・内田荘祐両教授(元東海大学工学部金属材料工学科)からの寄贈に対し、材料工学系分野における卒業研究を熱意を持って遂行し、優れた成果が期待される学生に奨学金を給付することにより、両教授の遺志を永く顕彰するものです。

- 4. 内木文英奨学金**(1997年度～)  
内木文英付属望星高等学校名誉校長からの著作料の寄贈を記念し、付属望星高等学校の生徒の学習活動継続のため、経済援助を行うことにより、先生の遺志を永く顕彰するものです。
- 5. 学業奨励奨学金**(1998年度～)  
本学の建学の精神を継承推進している初等中等教育機関の生徒等の学習活動継続を援助する奨学金であり、入学後特別な理由が発生し経済的に困窮した場合に学習継続のために奨学金が交付されます。
- 6. 自己研鑽奨学金**(2003年度～)  
文化活動、スポーツ活動、社会活動、ボランティア活動等の各分野において優れた計画をもち、その実現に努力している学生に対して、その計画が達成できるよう支援するものです。採用者にはその活動結果の報告が義務付けられます。

### III. 松前重義記念助成金制度

- 1. 国際活動助成**(1993年度～)  
世界平和と人類の発展に寄与するための、国際交流活動及び学園の向上発展に寄与する各種対外活動に対して交付するものです。

### IV. その他、教育環境の充実等、 本基金の目的達成に必要な事業

事業報告や受賞者コメントはこちらから閲覧できます。

<https://www.tokai.ac.jp/donation/report>



## 松前重義記念基金 寄付募集要項

- 1. 募金名称**  
『学校法人東海大学松前重義記念基金』
- 2. 募金の金額**  
1) 個人 …………… 1口 1万円  
2) 企業等法人 ……… 1口 5万円  
※個人、法人とも口数・金額にかかわらずお受けいたします。また、できるだけ継続的なご協力をお願いいたします。
- 3. お申込み方法とお手続き方法**  
1) **個人でご寄付いただく場合**  
＜**払込用紙を利用**＞  
・専用の払込用紙【ゆうちょ銀行(郵便局)、銀行共用】に必要事項をご記入いただき、最寄りの金融機関の窓口からお振込みください。  
・現金自動預け払い機(ATM) からのお振込みはご遠慮ください。  
・払込用紙(払込取扱票)をもって、寄付申込書にかえさせていただきます。また、払込用紙の振替払込請求書兼受領書が領収書となりますので、大切に保管してください。確定申告をする場合、領収書としてご使用できます。  
＜**クレジット決済を利用**＞  
・「**クレジット決済**」をご利用される場合は、  
<https://fundexapp.jp/tokai/entry.php>  
からお申し込みください。
- 2) 企業等法人でご寄付いただく場合**  
寄付金額を全額損金として扱う「受配者指定寄付金制度」や「特定公益法人増進法人に対する寄付」として取り扱うことができます。  
＜**寄付申込書を作成・返送**＞  
・所定の寄付申込書をお送りいたしますので、事務局にご請求ください。  
・寄付申込書は、以下の2種類になります。必要事項をご記入後、事務局にご返送ください。  
(様式1-1)「寄付申込書」日本私立学校振興・共済事業団宛(受配者指定寄付金制度利用)  
(様式1-2)「学校法人東海大学松前重義記念基金寄付申込書【企業等法人用】」  
なお、日本私立学校振興・共済事業団の受配者指定寄付金制度をご利用にならない場合は、(様式1-2)のみご返送ください。  
・寄付申込書を事務局で受領後、ご担当者様に振込先口座をお知らせいたしますので、送金のお手続きをお願いいたします。
- 4. 寄付者ご芳名の掲載について**  
ご協力いただきました方のご芳名を、「松前重義記念基金だより」、Web上の「寄付者ご芳名」頁等に掲載させていただきます。氏名・企業等法人名の公表を希望されない(匿名希望)場合は、寄付申込書の該当欄にご記入いただくか、事務局にお申し出ください。クレジット決済をご利用の場合は、入力画面からご芳名掲載の可否が指定できます。

### 寄付金に対する税制上の優遇措置について

- 個人の場合**  
学校法人東海大学へのご寄付は確定申告を行うことで税制上の優遇措置を受けられます(所得税・住民税)  
◎**所得税**  
「税額控除制度」が「所得控除制度」のいずれか一方を選択して確定申告を行うことで所得税が還付されます。  
税額控除制度は「所得税額」から、寄付金額を控除できる制度です。控除額は所得税額や寄付金額等、個人個人の条件で異なりますが、一般的には1万円のご寄付で3,200円、10万円ですと39,200円が還付されます。  
所得控除制度は、「課税所得金額」から寄付金額を控除できる制度です。
- ◎**住民税**  
各自治体が条例で指定している場合、「住民税額」から直接控除する制度です。  
(都道府県民税4%、市区町村民税6%)＊  
住民税控除は全国一律ではありませんので、ご注意ください。  
例) 東京都、神奈川県、千葉県、熊本県、長野県/札幌市、平塚市、秦野市、伊勢原市、相模原市、熊本市等  
＊平成29年度税制改正大綱で、指定都市に住所を有する方についての平成30年度分以後の個人住民税所得割の税率が改正されたことにより、各自治体の条例で指定されている団体に寄付をした場合の寄附金税額控除における道府県民税の控除率は2%、市民税の控除率は8%になりました。  
※確定申告は、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで画面案内に従って作成した確定申告書を印刷して、税務署へ郵送で提出することもできます。  
※確定申告には、「領収書」またはお振込いただいた際の「振込金受領書」と事務局からお送りする「証明書」を添付してください。
- 企業等法人の場合**  
寄付金額を全額損金として取り扱うことのできる「受配者指定寄付金制度」や「特定公益増進法人に対する寄付」として取り扱うことができます。  
◇**受配者指定寄付金制度**  
私立学校の教育研究の発展に寄与するために、日本私立学校振興・共済事業団(略称:私学事業団)を通じて寄付者(企業等法人)が指定した学校法人へ寄付をしていただく制度です。法人税法上、寄付金額の全額を当該事業年度の損金の額に算入することが認められており、寄付者にとって大変有利な制度です。  
この制度を利用する場合は、本学に一度ご寄付(送金)をいただいた後に、本学から私学事業団へ送金するという手続きになります。寄付者の方には、私学事業団発行の寄付金受領書(領収書)をお送りします。  
寄付金受領書(領収書)の日付は、私学事業団が入金確認をした日付になります。手続きに日数を要しますので、決算月にご寄付をいただく場合は、15日頃までにご送金手続きをお願い申し上げます。
- ◇**特定公益増進法人に対する寄付**  
特定公益増進法人に対する寄付は、一般の寄付先に対する寄付の損金算入限度額とは別枠で、当該事業年度の損金に算入することができます。  
※学校法人東海大学は文部科学大臣から特定公益増進法人であることの証明を受けています。

企業・法人が私立学校に寄付をした場合、法人税法上、支出した寄付金を一定の割合で損金に算入することが認められています。

| 寄付制度 |                                            | 損金算入限度額 |                                                                           |
|------|--------------------------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 私学事業団を通じ、私立学校を指定して寄付をする<br>(受配者指定寄付金制度を利用) | ⇒       | 全 額 可 能                                                                   |
| 2    | 私立学校に直接寄付をする<br>(特定公益増進法人に対する寄付金制度を利用)     | ⇒       | (資本金等の額×0.375%＋当該年度所得×6.25%)×1/2<br>限度額を超える部分の金額は、一般の寄付先への寄付として損金算入ができます。 |
| 3    | 私立学校以外の、一般の寄付先に寄付をする                       | ⇒       | (資本金等の額×0.25%＋当該年度所得×2.5%)×1/4                                            |